

本人確認の方法

- 1 公的証明書による確認が最優先になります。
- 2 1の書類がない場合、Aの書類を2種類、もしくはA Bの書類を1種類ずつ、2種類以上の書類で確認させていただきます。

本人確認書類（現在有効なもの）

○ 公的証明書……官公署が発行した顔写真付きの書類

個人番号カード 住民基本台帳カード（顔写真付）、運転免許証、旅券、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、獣銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、
官公署がその職員に対し発行した身分証明書

A 官公署発行の顔写真のない書類

健康保険・後期高齢者医療の被保険者証、介護保険の被保険者証、各種年金証書又は年金手帳、生活保護受給証明書、住民基本台帳カード（写真付でないもの）、

B 社員証又は学生証

A又はBが1種類だけしかない場合等には補足として、戸籍または世帯に関する事項の中から任意に口頭で質問をして確認させていただきます。